

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年十月二十九日

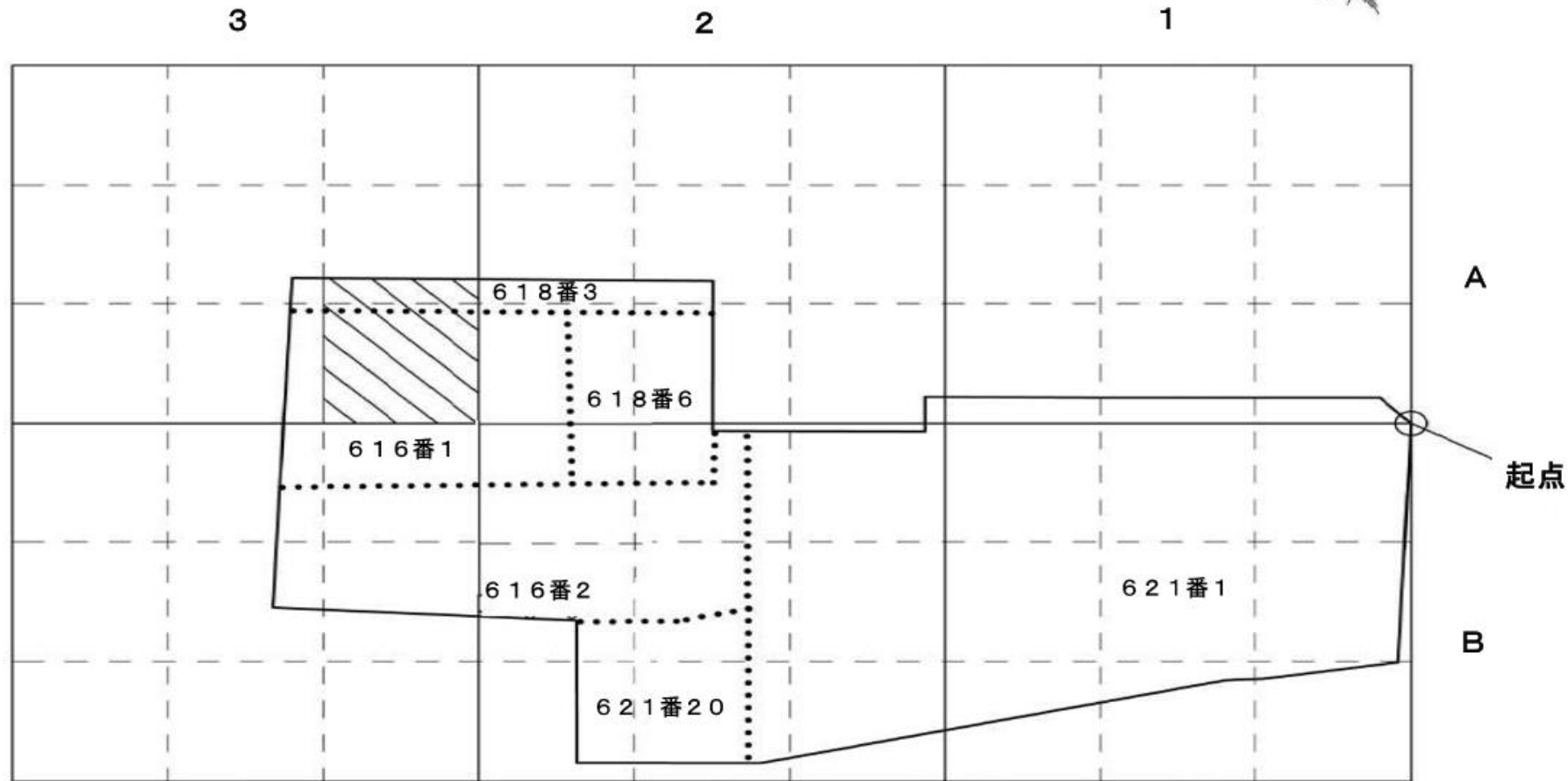
埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県新座市野火止八丁目六百十六番一の一部及び六百十八番三の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



【起点】

起点は埼玉県新座市野火止八丁目621番1の敷地最北端の頂とする。

【格子の回転角度】 24度33分17秒

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行し10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心に座標北から右回りに回転させた角度を示す。

凡例

—	敷地境界
▨	形質変更時要届出区域に指定される区画
...	地番境界



区画名称例  
30m格子：A1  
単位区画：A1-5